

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公開番号】特開2013-185801(P2013-185801A)

【公開日】平成25年9月19日(2013.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-051

【出願番号】特願2012-54113(P2012-54113)

【国際特許分類】

F 24 F 13/28 (2006.01)

F 24 F 13/20 (2006.01)

【F I】

F 24 F 1/00 3 7 1 A

F 24 F 1/00 4 0 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月6日(2014.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上部に形成された吸込口、前面部下側に形成された吹出口、及び前記吸込口と前記吹出口とを連通する風路を有するケーシングと、

前記風路内に設けられた送風機及び熱交換器と、

着脱自在に設けられ、前記風路内へ流入する空気から塵埃を除去するエアフィルターと、

を備えた空気調和機の室内機において、

前記ケーシングの前面部に形成された開口部を開閉自在に覆う意匠パネルを備え、

前記エアフィルターは、

前記吸込口と対向して前記送風機及び前記熱交換器の上方に配置され、前記風路内へ流入する空気から塵埃を除去するメッシュ部と、

前記メッシュ部の前縁部から下方に延設されて前記意匠パネルの後方に配置され、つまみ部が形成された板状部材と、

を備えたことを特徴とする空気調和機の室内機。

【請求項2】

前記エアフィルターの前記板状部材が、前記風路の前側側壁の一部を構成することを特徴とする請求項1に記載の空気調和機の室内機。

【請求項3】

前記送風機は、前記熱交換器の上流側に設けられた軸流ファン又は斜流ファンであり、前記ケーシング内には、前記送風機と前記熱交換器との間となる前記風路の前側側壁を構成する前面カバーを備え、

前記エアフィルターの前記板状部材は、前記前面カバーの前方に配置されたことを特徴とする請求項1に記載の空気調和機の室内機。

【請求項4】

請求項1～請求項3のいずれか一項に記載の空気調和機の室内機を備えたことを特徴とする空気調和機。